

倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）並びに鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「県条例」という。）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、高齢者、障害者等の住みよいまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、市内に存する次の各号に掲げる施設について、建築物移動等円滑化基準（県条例第16条から第23条までに定めるものを含む。以下「基準」という。）に適合する整備その他バリアフリー化に資する整備（以下「補助事業」という。）を行う建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。（以下「補助事業者」という。））に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 特定建築物（次に掲げるものを除く。）で別表第1の第1欄に掲げる施設（第2号及び第3号に該当するものを除く。）

ア 次に掲げる用途の建築物に係る建築（用途の変更をして当該用途にすることを含む。）

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設

(ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

(エ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

(オ) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(カ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

ウ 法第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物（県条例第13条各号に掲げるもの及び政令第9条に規定する規模未滿のものを除く。）。ただし、当該特別特定建築物において、垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合を除く。

(2) 次に掲げる特定建築物で別表第2の1及び2の項の第1欄に掲げる施設

ア 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

イ 集会場又は公会堂

ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

エ ホテル又は旅館

オ 博物館、美術館又は図書館

カ 飲食店

(3) 特別特定建築物(第1号のアからウまでに掲げるものを除く。)で別表第2の3から9までの項の第1欄に掲げる施設(一般公共の用に供されるものに限る。)

2 補助金の額は、別表第1及び別表第2の第2欄に掲げる補助事業費(工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限る。)の額((仕入控除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。))を除く。)以下「補助対象経費」という。)に第3欄に掲げる率を乗じて得た額に相当する額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。ただし、当該補助対象経費は、別表第1及び別表第2の第4欄に掲げる額を限度とする。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる建物)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地境界及び敷地内における建築物の位置)
- (3) 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法)
- (4) 県条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- (5) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (6) 補助事業の実施に係る費用の見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 補助事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(別表第1及び別表第2の第4欄に掲げる額を限度とする。)を用いて算定した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業の実施場所の変更
- (4) 補助事業により設置する設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更
- (5) 補助事業の中止又は廃止

(実績報告)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める

日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施に係る請求書又は領収書の写し

(2) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(3) その他市長が必要と認める書類

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産にあつては、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当する財産とする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、交付事業者は、これに従わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年5月23日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

別表第1（第4条、第5条関係）

| 1 補助対象施設 | 2 補助事業費 | 3 補助率 | 4 補助対象経費限度額 |
|--|--|-----------------------------|-------------|
| 1 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路 | 1 便所の整備に要する経費 2 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものに限る。）の整備に要する経費 3 廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 4 階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 5 敷地内通路の整備（傾斜路の設置に限る。）に要する経費 | 1/2 （特別特定建築物については3/4） | 300万円 |
| 2 新築の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。） | 便所の整備に要する経費（基準に適合させるために必要な措置を全て行わない場合の便所の整備に要する経費との差額に限る。） | 1/2 | 120万円 |
| 3 建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具 | 当該水洗器具の整備に要する経費 | 1/2 （既存の特別特定建築物については3/4） | 100万円 |
| 4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。） | 当該エレベーターの整備に要する経費 | 1/2 | 2,000万円 |
| 5 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。） | 当該エレベーターの整備に要する経費 | 1/2 | 300万円 |
| 6 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該出入口までの経路 | 1 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものに限る。）の整備に要する経費 2 県条例第19条第2項第1号イに規定する設備（以下「音声誘導装置」という。）の設置に要する経費 3 敷地内通路の階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 4 敷地内通路の傾斜路の設置に要する経費 | 1/2 （特別特定建築物については3/4） | 300万円 |

| | | | |
|--|--|---------------------------------|-------|
| 7 新築の建築物の移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するもの | 音声誘導装置の設置に要する経費 | 1 / 2 | 100万円 |
| 8 既存の建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設、及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根（当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む。） | 当該車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設の屋根の整備に要する費用 | 1 / 2 （特別特定建築物については3 / 4） | 200万円 |
| 9 建築物に整備される電光掲示板、フラッシュライト等（聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。） | 当該電光掲示板、フラッシュライト等の整備に要する費用 | 1 / 2 （既存の特別特定建築物については3 / 4） | 50万円 |

別表第2（第4条、第5条関係）

| 1 補助対象施設 | 2 補助事業費 | 3 補助率 | 4 補助対象経費限度額 |
|--|---|------------------------------|-------------------|
| 1 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所並びに床、壁及び天井の仕上げ等（当該便所の整備に伴い発生する関連工事に限る。）並びに道等又は車いす使用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路 | 1 便所及び床、壁、天井の仕上げ等の整備に要する経費 2 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものに限る。）の整備に要する経費 3 廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 4 階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 5 敷地内通路の整備（傾斜路の設置に限る。）に要する経費 | 1 / 2 （特別特定建築物については3 / 4） | 500万円 |
| 2 別表第1の6の項第1欄に掲げる施設 | 別表第1の6の項第2欄に掲げる経費 | | 500万円 |
| 3 既存の建築物に整備される便所（洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等） | 当該便所の整備に要する費用 | 3 / 4 | 第3項から第7項の合計で555万円 |
| 4 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される手すり | 当該手すりの整備に要する費用 | | |
| 5 既存の建築物の廊下拡幅改修に伴う床、壁及び天井 | 当該床、壁、天井の整備に要する費用 | | |
| 6 既存の建築物に整備される利用居室の出入口（開口幅の拡幅、引き戸化等） | 当該出入口の整備に要する費用 | | |
| 7 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される誘導用床材及び注意喚起用床材 | 当該誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する費用 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| 8 既存の建築物に整備される政令第15条第1項に規定する客室及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室まで（当該客室を移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該客室まで）の経路 | 1 客室の整備に要する経費 2 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものに限る。）の整備に要する経費 3 廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 4 階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設に限る。）に要する経費 5 敷地内通路の整備（傾斜路の設置に限る。）に要する経費 | 500万円 |
| 9 別表第1及び別表第2の第1欄に掲げる施設（本項を除く。）の整備に伴い必要となる付随工事又は建築主等の提案によるバリアフリー化工事（床面積の合計200平方メートル以下の既存建築物に限る。） | 当該工事に要する経費 | 50万円 |

※ ただし、洋便器1箇所当たり50万円、低リップ型小便器1箇所当たり30万円、自動水栓1箇所当たり20万円、便所手すり1箇所当たり5万5,000円、ベビーチェア1箇所当たり10万円、ベビーベッド1箇所当たり20万円、手すり1m当たり1万5,000円、廊下拡張改修1m当たり10万円、出入口1箇所当たり160万円並びに誘導用床材及び注意喚起用床材1㎡当たり2万5,000円

倉吉市福祉のまちづくり推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 補助対象建築物

| | | | |
|------|---|----------|--|
| 申請者 | 住所 (法人の場合は、所在地) 氏名 (法人の場合は、役名及び氏名) | | |
| 対象建物 | 位置 名称 | | |
| 建物用途 | | 延床面積 (㎡) | |
| 施工内容 | | | |

3 事業の内容

(単位：円)

| 事業費 | 補助対象経費 | 摘要 |
|-----|--------|----|
| | | |

【注意】 本事業計画書には、次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界及び敷地内における建築物の位置）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法）
- (4) 県条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- (5) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (6) 補助事業の実施に係る費用の見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

本事業報告書には、次の書類を添付すること

- (1) 補助事業の実施に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

補助金交付申請額は、補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満は切り上げること。

4 事業開始（予定）年月日

年 月 日

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

様式第2号（第5条、第8条関係）

倉吉市福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

| 区 分 | 予算（決算）額 | 備 考 |
|-------------|---------|-----|
| 補助金 | | |
| その他（個人負担金等） | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 区 分 | 予算（決算）額 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

年 月 日

様

倉吉市長

印

年度倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

補助事業は、「福祉のまちづくり推進事業」とし、その内容は、 　　とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成25年倉吉市告示第 号）の規定に従わなければならない。